# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
29	助産施設における助産の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

堺市は、助産施設における助産の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

#### 評価実施機関名

堺市

#### 公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル						
①事務の名称	助産施設における助産の実施に関する事務 児童福祉法の規定に従い、助産の実施の申し込み等の受理、審査、決定、費用の徴収等に関する事					
②事務の概要	児重福祉法の規定に使い、助産の実施の申し込み等の受理、番食、決定、費用の徴収等に関する事務を行う。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 児童福祉法第二十二条第一項の助産施設における助産の実施の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 2. 児童福祉法第五十六条第二項の費用の徴収に関する事務(同法第五十条第六号及び第六号の三					
③システムの名称	Microsoft Office(Access,Excel)、子育て支援総合システム、共通基盤システム、統合利用番号連携 サーバー、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル	名					
助産台帳ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)別表10の項					
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢>					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表20の項、第22条第4項					
5. 評価実施機関における						
①部署	子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課					
②所属長の役職名	子ども家庭課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求					
請求先	堺市 市長公室 広報部 市政情報課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7439					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL:072-228-7331					
9. 規則第9条第2項の適	用 [ ]適用した					
適用した理由						

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人かいの時点の計数か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
		令和7年9月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かいの時点の計数か		[ 500人未満 ] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満				
		令和7年9月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		(選択肢> [ 発生なし ] (選択肢> 1)発生あり 2)発生なし				

# Ⅲ しきい値判断結果

#### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 ] 施機関については、それぞれ	れ重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
\$\$C10C0~0°				
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	ステムを通じたノ	(手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	一クシステムを通	じた提供を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	T I	]接続しない(入手) [ 〇	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[  十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	Γ	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 2) 理題が従されている	

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[		]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
判断の根拠				

9. 監査					
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	<b>啓発</b>				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  <選択肢>  1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策  2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策  3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策  4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策  5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)  6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策  7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策  8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策  9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	堺市情報セキュリティ基本規程及び堺市情報セキュリティ対策基準要綱に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じているため。				

#### 変更簡所

変更日 変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部 署(所属長)	宮前 安紀子	石戸 博晃	事後	
平成28年4月1日	対象上板(1)へ時点の計板	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年4月1日	か) 取扱者数(いつ時点の計数 か)	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年3月27日		平成28年6月30日	平成28年6月30日	事後	
平成29年3月27日	法令上の根拠	番号法 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の9項	番号法 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の9項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第9条	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 (平成25年5月31日法律第27号) 第9条(利用範囲)別表第一の9項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令 第9条	番号法(平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)別表10の項	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」第12条3号のうち「助産施設」「助産妊産婦」の情報が含まれる項(ホ、ト、リ、ヌ)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表20の項、第22条第4項	事後	
令和7年10月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長の役職名	石戸 博晃	子ども家庭課長	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	II しきい値判断項目 2.取扱者数いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	令和7年9月1日 時点	事後	
令和7年10月1日	Ⅳ リスク対策		様式変更に伴い、新たに記載	事前	